

金融商品販売法 施行令改正案の公表

制度調査部
金本 悠希

説明義務の対象顧客から、「特定投資家」を除外

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付される。

内容は多岐に渡り、本稿では、そのうち金融商品販売法施行令の改正案について扱う。

施行令改正案のポイントは、金融商品販売法の対象取引に海外商品デリバティブ取引を加えることと、説明義務の対象顧客から、金融商品取引法の「特定投資家」を除くことである。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。その中で、「金融商品の販売等に関する法律」（以下、金融商品販売法）も改正されている。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、金融商品販売法の下位規定である金融商品販売法施行令の改正案¹も公表されており、本稿ではそれについて解説する。

なお、改正金融商品販売法の施行は、金融商品取引法の施行日と同じ、2007年12月13日までの政令で定める日²である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている³。

2. 金融商品販売法の改正案

証券取引法を金融商品取引法に改正すると同時に、金融商品販売法も改正されている。その概要は以下の通りである⁴。

金融商品取引法の適用対象拡大に合わせて金融商品販売法の適用対象も拡大

¹ 2007年5月21日まで、パブリック・コメントに付され、その後確定される。

² 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（2006年6月14日）されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日

³ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>

⁴ 拙稿「金融商品販売法の改正」（2006年8月29日付DIR制度調査部情報）参照

規制拡充

説明義務の範囲の拡大

適合性の原則の導入

断定的判断の提供の禁止および違反した場合の損害額の推定規定

3 . 金融商品販売法施行令の改正案**(1) 改正案のポイント**

2 . で述べたとおり、金融商品販売法は、上のように改正されている。さらに、今回公表された金融商品販売法施行令の改正案では、以下の内容が定められている。

金融商品販売法の説明義務の対象となる取引に、海外商品デリバティブ取引を追加(金融商品販売法施行令改正案5条)

金融商品販売法の説明義務が免除される「特定顧客」として、金融商品取引法の「特定投資家」を指定(改正案8条)

特定投資家に移行した一般投資家を含み、一般投資家に移行した特定投資家を除く

(2) 対象取引の拡大

金融商品販売法の説明義務の対象となる取引に、以下の取引が追加されている(施行令改正案5条)。

海外商品市場の開設者の定める基準・方法に従って行う以下の取引又はその取引の取次ぎ

商品関係の先物取引

商品関係のオプション取引

商品関係の指数等オプション取引

商品関係のスワップ取引

(3) 「特定顧客」の指定

金融商品販売法は、改正前も改正後も、以下の者を「特定顧客」と定め、顧客が「特定顧客」である場合は、説明義務を免除するとされている(改正前金融商品販売法3条4項1号、改正後金融商品販売法3条7項1号)。

金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者

金融商品販売法施行令改正案では、この「政令で定める者」として、金融商品取引法の「特定投資

家」が指定されている。この「特定投資家」には、特定投資家に移行した一般投資家が含まれ、一般投資家に移行した特定投資家を除かれる（施行令改正案 8 条）。

この改正案では、金融商品取引法で一定の行為規制が免除される「特定投資家」と、金融商品販売法の説明義務が免除される「特定顧客」が同じものとして揃えられていることになる。